

## ふじみ野市文化芸術活動チャレンジ事業 募集要項

### 1 趣旨

ふじみ野市では、市民の文化芸術活動の振興及び活性化を図るため、市が承認した文化芸術に関する関東大会以上の大会・コンクール等に資格を得て出場することが決定した方へ、大会出場に要する経費（宿泊費、交通費）を補助しています。

### 2 補助対象者

- (1) ふじみ野市内に住所を有する個人（団体で出場する場合を含む）
- (2) ふじみ野市内に活動拠点があり、構成員の半数以上がふじみ野市内に住所を有する者で構成される5人以上の団体

#### 【補助の対象にならない者】

- ・文化芸術事業を主な収入源とし生計を立てている者。
- ・他の制度による補助金や助成金を受けている（または受ける予定である）者。
- ・暴力団（埼玉県暴力団排除条例（平成23年埼玉県条例39号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）および代表者、役員、使用人、従業者、構成員に、暴力団員等（暴力団並びに暴排条例第2条2号に規定する暴力団員及び第3条2号に規定する暴力団関係者をいう）に該当する者がいる団体

### 3 補助の対象となる大会

#### (1) 開催期間

4月1日～翌年3月31日

#### (2) 対象分野

文化芸術基本法第8条から第14条までに規定する分野とします（下表参照）。

| 分野         | 内容                                    |
|------------|---------------------------------------|
| 芸術の振興      | 文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術               |
| メディア芸術     | 映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術 |
| 伝統芸能       | 雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊その他の我が国古来の伝統的な芸能       |
| 芸能         | 講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能               |
| 生活文化       | 茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化               |
| 文化財等       | 有形及び無形の文化財並びにその保存技術                   |
| 地域における文化芸術 | 地域固有の伝統芸能及び民俗芸能（地域の人々によって行われる民俗的な芸能）  |

### (3) 大会等の要件

関東大会以上で、出場に当たり予選または選考があり、次のいずれかに該当する大会

- ①国・都道府県が主催、共催または後援している
- ②新聞社・放送局が主催または共催し、幅広く周知されている
- ③5回以上継続的に実施され、当該大会への出場が社会的に評価されている
- ④その他、市長が認めるもの

#### 【補助の対象とならない大会】

- ・特定の団体による、構成員等特定の者を対象とするもの。
- ・個人が自身のために実施するもの。
- ・特定の政治、宗教に関するもの。
- ・学校の行事、部活動)に関するもの。但し、次の大会は補助の対象とする
  - ①国民文化祭(全国障がい者芸術文化祭合体)
  - ②全国高等学校総合文化祭
  - ③文部科学省等公共機関が主催する文化芸術分野における全国規模の大会
- ・その他、この制度による補助が適当でないと認められるもの。

### 4 補助限度額

- (1) 個人 10,000円
- (2) 団体 50,000円

### 5 対象経費

- (1) 交通費 ※特別料金（グリーン車やビジネスクラスなど）は対象外。
- (2) 宿泊費
- (3) その他、市長が認めるもの

### 6 補助を受けることができる回数

- (1) 1年度につき1団体もしくは1個人あたり1回まで
- (2) 同一の大会等への助成は、出場年度が異なる場合も含めて1団体もしくは1個人あたり1回まで。ただし同大会より上位大会へ出場した場合はこの限りではない。  
※主催者や代表者が同一の場合および、構成する団体員の過半数を同一の者が占める場合は、同一の団体とみなします。

### 7 事業の無効に関する事項

次の項目に一つでも該当する場合は、その応募者の申請は無効とします。

- (1) 提案に参加する資格がないものが提案したとき。
- (2) 提出書類に虚偽の記載があったとき。
- (3) 提出期間までに必要な書類が揃わなかったとき。
- (4) その他不正な行為があったとき。

## 8 その他

- ・本事業の応募に係る費用は、応募者の負担とします。
- ・提出された書類や資料は返却出来ません。
- ・提出された書類や資料が応募者に無断で他の目的に使用することはありません。

## 9 問合せ・提出先

ふじみ野市役所文化・スポーツ振興課文化振興係

〒356-8501 ふじみ野市福岡 1-1-1

電話 049-262-8124

メール [bunka@city.fujimino.saitama.jp](mailto:bunka@city.fujimino.saitama.jp)

## ふじみ野市文化芸術活動チャレンジ事業 申請の流れ

### 1 対象大会への出場が決まったとき

対象大会等への出場前に、必要書類を提出してください。

#### 【提出書類】

- (1) 文化芸術活動チャレンジ事業補助金交付申請書【様式第1号】
- (2) 該当大会等概要書
- (3) 出場した予選大会の開催要項及び結果表
- (4) 該当大会等の開催要項および出場選手名簿
- (5) その他市長が必要と認める書類

※予選等が対象大会と同日に開催される場合は、予選等への出場前にご相談ください。

※大会等概要書や開催要項、出場選手名簿が日本語以外で作成されている場合は、申請者によって日本語訳を用意してください。

### 2 補助金の交付決定と通知

補助金の交付決定後、申請者へ市から「文化芸術活動チャレンジ事業補助金交付決定通知書」をもって通知します。

### 3 対象大会の終了後

対象大会等への出場後30日以内に、必要書類を提出してください。

#### 【提出書類】

- (1) 文化芸術活動チャレンジ事業実績報告書【様式第3号】
- (2) 大会等概要書
- (3) 出場大会の開催要項および出場選手名簿
- (4) 大会等の出場に要した該当経費の領収書の写し
- (5) その他補助事業の実施に要した書類

### 4 補助金の確定と通知

補助金額の確定後、申請者へ市から「文化芸術活動チャレンジ事業補助金確定通知書」をもって通知します。交付決定額は、交付申請額と異なる場合があります。

### 5 請求書の提出

#### 【提出書類】

- (1) 文化芸術活動チャレンジ事業補助金請求書【様式第5号】

### 6 補助金の振り込み

指定の口座へ補助金を振り込みます。